

「六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画」  
の修正について

平成 26 年 2 月 3 日  
公益財団法人 核物質管理センター

「原子力災害対策特別措置法」（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人核物質管理センター「六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画」の修正を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表致します。

1. 修正の主旨

「原子力災害特別措置法施行令」、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画に関する省令」の改正に伴い、原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の基準の見直し、原子力施設に異常が発生し又はそのおそれがある場合の原子力規制委員会との連携に係る措置の追加、非常用通信機器のファクシミリ装置が使用できない場合の通報方法の追加、通報に係る様式の改定等を見直しを行った。

この他に公益財団法人核物質管理センターの代表者の変更を行った。

2. 修正年月日

平成 26 年 2 月 1 日

3. 本件の問い合わせ先

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 504-36

公益財団法人 核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター 管理課

TEL 0175-71-0460

FAX 0175-71-0477

以上

六ヶ所保障措置センター  
原子力事業者防災業務計画  
(要旨)

平成26年 2月 1日

公益財団法人核物質管理センター

## 第1章 総則

### 1. 目的

この計画は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センターの六ヶ所保障措置分析所（以下「保障措置分析所」という。）における原子力災害の発生防止及び拡大防止並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、事業者の責務の遂行に資することを目的とする。

### 2. 用語の定義

用語の定義は次のとおりとする。

#### 1) 緊急時体制

次に示す開始時点から終了時点までの間、原子力災害の発生防止又は拡大防止のために、応急処置又は緊急事態応急対策等を実施する防災体制をいう。

##### 【開始時点】

- ① 原子力防災管理者が特定事象の発生を認め、原災法第10条第1項に基づき通報したとき。
- ② 原災法第15条第1項に定められた状態に至ったとして関係機関に報告するとき。
- ③ 地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたとき。
- ④ 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたとき。

##### 【終了時点】

原子力防災管理者が、緊急時体制をとる必要がなくなったと判断したとき。

#### 2) 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があったときから解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

#### 3) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害の拡大防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力損害賠償に関するものを除く。）をいう。

### 3. 基本方針

原災法等に基づき、原子力災害の発生防止に関する措置を講じるとともに、原子力災害が発生した場合の拡大防止及び復旧に関し必要な準備を行うこととし、原子力災害予防対策、緊急時体制発令時の措置及び原子力災害事後対策に重点をおいてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図る。

### 4. 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は毎年この計画に検討を加え修正する場合には、あらかじめ青森県知事及び六ヶ所村長と協議する。協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出して行う。

## 第2章 原子力災害予防対策

### 1. 防災体制の整備

#### 1) 原子力防災組織

原子力災害の発生防止及び拡大防止並びに原子力災害事後対策に必要な業務を本計画に従って行うために、六ヶ所事故対策本部をあらかじめ定め、これを原子力防災組織とする。

原子力防災組織には原子力防災要員を置き、緊急時体制発令後直ちに原子力防災要員及びその他必要な要員を召集するために、あらかじめ所内連絡経路及び連絡先を記載した名簿を整備し、これを関係者に周知する。

#### 2) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者

原子力防災管理者は六ヶ所保障措置センター所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに次の職務を行う。

- ・放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- ・原子力防災要員等に対する緊急時対応訓練及び防災教育の実施
- ・特定事象発見時の関係機関への通報
- ・原子力防災要員等の召集、六ヶ所事故対策本部の設置、原子力災害の発生防止及び拡大防止のために必要な措置の実施

副原子力防災管理者は、原子力防災管理者を補佐するとともに、原子力防災管理者が不在のときには、その職務を代行する。

### 2. 防災活動に使用する施設及び設備の整備

六ヶ所事故対策本部及び退去必要者の集合場所並びに放送設備を整備する。

### 3. 放射線測定設備その他必要な資機材の整備

#### 1) モニタリングポスト

日本原燃株式会社と共用する2基のモニタリングポストについて、測定値を表示及び記録する装置の外観に機能を妨げるおそれのある損傷がないことを確認するとともに適切な警報の設定を行う。

モニタリングポストによる測定結果については、公衆の閲覧に供する方法で公開する。

#### 2) 原子力防災資機材等

原子力防災資機材に関し、必要な数量を確保するとともに定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

### 4. 原子力防災活動で使用する資料の整備

原子力防災活動で使用する資料を安全対策室に整備する。また、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付ける資料を内閣総理大臣に、原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料を原子力規制委員会に提出する。

### 5. 防災教育・防災訓練

#### 1) 防災教育

原子力防災要員等に対し、保障措置分析所の施設、原子力防災体制及び対策

活動、放射線防護、防災諸設備に関する事項について教育を行う。

## 2) 防災訓練

六ヶ所事故対策本部が原子力災害の発生防止及び拡大防止に有効に機能することを確認するために、総合訓練その他必要な訓練を実施する。また、日本原燃株式会社が実施する訓練（再処理施設対象）に参加する。

国又は県及び村が実施する原子力防災訓練に参加する。

## 6. 関係機関との連携

### 1) 国との連携

保障措置分析所において異常が発生し、又はそのおそれがある場合の措置について、国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

### 2) 県、村及び地元防災関係機関等との連携

青森県、六ヶ所村、地元防災関係機関等と平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

## 7. 周辺住民に対する平常時の広報活動

平常時より周辺住民に対し、国、青森県及び六ヶ所村と協調して、放射性物質及び放射線の特性等について正しい知識の普及を行う。

## 第3章 特定事象時の処置

### 1. 特定事象発見時の通報

#### 1) 管理課長への通報

特定事象の発生、あるいは、警戒事象の発生を認めたときには、管理課長及び原子力防災管理者に通報する。

#### 2) 所外への通報

- ①「特定事象」の発生の通報を受けた管理課長は、15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、官邸（内閣官房）、内閣府、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署及び原子力防災専門官にファクシミリ装置（以下、「防災用ファクシミリ」という。）を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長については電話で送信した旨を連絡し、その着信を確認する。
- ②「警戒事象」の発生の通報を受けた管理課長は、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長及び原子力防災専門官に防災用ファクシミリを用いて一斉に送信する。さらに、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長については電話で送信した旨を連絡し、その着信を確認する。
- ③事業所外運搬において事象発生の通報を受けた管理課長は、15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関及び消防機関に防災用ファクシミリを用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土

交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長については電話で送信した旨を連絡し、その着信を確認する。

④原子力防災管理者は、上記①～③の各通報に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を保存する。

⑤管理課長は上記①～③の防災用ファクシミリが使用できない場合は、他のファクシミリ、電話又は電子メールのいずれかを用いて通報する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長については電話で送信した旨を連絡し、その着信を確認する。また、原子力防災管理者は防災用ファクシミリ以外による通報を実施した場合には、通報に使用した記録等を保存する。

### 3) 日本原燃株式会社への通報及び協力依頼

原子力防災管理者は、保障措置分析所において特定事象が発生した場合には、日本原燃株式会社と情報共有に努めるとともに、原子力防災資機材の借用及び支援要員の派遣等の必要な協力を依頼する。

### 4) 対策本部の設置

原子力防災管理者は保障措置分析所において特定事象が発生した場合には、緊急時体制を発令するとともに原子力防災要員等を非常召集し、直ちに六ヶ所事故対策本部を設置する。また、六ヶ所事故対策本部の設置を総務部長に連絡し、総務部長は東海保障措置センター所長と連携して六ヶ所事故対策本部への支援体制をとる。

原子力防災管理者は、緊急時体制の発令から緊急時体制の解除までの間、保障措置分析所の緊急時対策活動の実施に係る一切の権限を有する。

## 2. 応急措置の実施

### 1) 事故状況の把握

原子力防災管理者は、事故の原因、事故の状況、被ばく及び負傷者の状況、施設内の放射線量率及び放射性物質濃度、環境への放射性物質の放出状況等について把握を行う。

### 2) 原子力災害の発生防止措置の実施

原子力防災管理者は、六ヶ所事故対策本部の各班長等を指揮し、事故状況を把握した結果に基づき原子力災害発生防止のために必要な応急措置の計画を策定し、原子力防災要員に実施させる。なお、原子力規制委員会から命令があった場合には速やかにその措置を実施する。

六ヶ所事故対策本部の各班長等は次の事項を実施する。

- ・ 応急復旧対策（立入りの規制、汚染拡大防止を含む）
- ・ 放射性物質の放出量の予測及び影響範囲の推定
- ・ 放射線障害を受けた者及びそのおそれのある者の線量評価
- ・ 被災者に対する応急措置（除染を含む）
- ・ 医療機関への被災者の移送（必要時）及びその場合の二次汚染防止措置
- ・ その他必要な措置

### 3) 事業所外運搬に係る事象が発生した場合の応急措置

原子力防災管理者は事業所外運搬に係る事象が発生した場合には、直ちに現場に必要な要員を派遣するとともに、運搬を受託した者等に必要な措置を実施させる。また、最寄りの消防・警察機関及び海上保安部署との協力を図る。

#### 4) 経過及び概要報告

原子力防災管理者は、把握した事故の状況、実施した応急措置の概要について関係機関に報告し、報告に使用したファクシミリ送信記録等を保存する。

#### 5) オフサイトセンターとの連携

原子力防災管理者は、原子力防災専門官等からオフサイトセンター設営準備の連絡を受けたときには、原子力防災要員等を派遣し助勢を行なう。

また、原子力規制委員会から要請を受けたときには、オフサイトセンターの現地事故対策連絡会議へ原子力防災要員等を派遣する。

#### 6) 広報活動

原子力防災管理者は、特定事象等の発生の通報を行った旨を報道機関へ発表する。また、状況に応じてプレスセンターを開設し、施設の状況、応急措置の概要等に関係機関及び報道機関を通じて発表する。

### 3. 特定事象時の緊急時体制の解除

原子力防災管理者は拡大防止措置により事故が終息していると判断した場合には、防災体制を解除する。

## 第4章 緊急事態の措置

### 1. 緊急事態応急対策

#### 1) 原災法第15条に係る報告

原子力防災管理者は、原災法第15条に定められた状態に至ったと認めたときには、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

#### 2) 緊急事態応急対策の実施

原子力防災管理者は、六ヶ所事故対策本部の各班長を指揮し、原子力災害の発生防止及び拡大防止を図るための措置を講じる。

#### 3) 事業所外運搬事故における対策

原子力防災管理者は運搬を受託した者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を講じる。

#### 4) オフサイトセンター等との連携

①保障措置分析所において緊急事態が発生した場合には、関係機関が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会と連携して、緊急事態応急対策に取り組む。

②保障措置分析所以外の原子力事業所において緊急事態が発生した場合には、関係機関が行う緊急事態応急対策が円滑に行われるように、要員の派遣、資機材の貸与、その他必要な措置を講じる。派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき業務を行う。

また、原子力災害合同対策協議会への参加を要請された場合には、これに参加し必要な意見を述べる。

## 2. 緊急時体制の解除

原子力防災管理者は、事象が終息し原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われる等、緊急時体制をとる必要がなくなったと判断したときには、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が設置されていないときは、青森県及び六ヶ所村）と協議し緊急時体制を解除する。また、関係機関に緊急時体制を解除したことを連絡する。

## 第5章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、次の事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村に提出し、それに基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、復旧対策状況及び結果を報告する。

- ・ 施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- ・ 放射性物質の追加放出の防止
- ・ 施設の除染
- ・ 施設の損傷部の修理、改造等
- ・ 実施担当者
- ・ 復旧に係る工程

また、関係機関の実施する周辺監視区域外における事後対策が円滑かつ的確に行われるようにするために、要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された要員は、原子力防災専門官等の指示に基づき業務を行う。

## 第6章 他の原子力事業者等への協力

保障措置分析所以外の原子力事業所（その事業所外運搬も含む）で原子力災害が発生した場合には、原子力防災要員等の派遣やその他の必要な協力を行う。

また、日本原燃株式会社とは平常時から相互連携を図るとともに、特定事象発生の通報を受けた場合には六ヶ所事故対策本部を設置し、状況把握に努めるとともに必要な協力を行う。